

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和1年6月3日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	長野県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	113-0-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.pref.nagano.lg.jp/joho/mynumber/201704.html

執行機関名 長野県知事

知事等(教育委員会)が行うその他の事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高等学校等を退学し、再び私立の高等学校等に入学した者に対する支援金の支給に関する事務(以下「私立高等学校等学び直し支援金支給事務」という。)であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例別表第1の4の項 高等学校等を退学し、再び私立の高等学校等に入学した者に対する支援金の支給に関する事務(以下「私立高等学校等学び直し支援金支給事務」という。)であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第1条	私立高等学校等学び直し支援金交付要綱(平成27年3月3日26私高第313号県民文化部長通知)第1
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1 この要綱は、私立高等学校等に在学する生徒及び学生(以下「生徒等」という。)のうち、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)第2条に規定する高等学校等を中途退学した後再び私立高等学校等で学び直す者に対して、教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、予算の範囲内で学び直し支援金を交付することについて、補助金等交付規則(昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」とい
⑦独自利用事務の関連規範		私立高等学校等学び直し支援金交付要綱(平成27年3月3日26私高第313号県民文化部長通知)